

# 松江市新型コロナウイルス感染症緊急対策関連事業

**商業・サービス業感染症対応支援事業費** **106,720千円**

**【目的】**  
市内事業者の事業継続に向けた売り上げ確保のため、感染症防止対策や新事業展開に取り組む中小事業者を支援する。

**【事業内容】**

- ・対象者：小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業等の中小事業者
- ・対象経費：①感染症防止対策に係る経費  
②新事業展開に係る経費  
※①、②併用可
- ・補助額：対象経費の4/5、補助額上限800千円、下限160千円  
(事業費上限1,000千円、下限200千円)

※4/30県専決補正を受けて実施するもの。

**【お問い合わせ先】 商工企画課 55-5664**

**経営支援給付金事業費** **401,660千円**

**【目的】**  
新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている、市内の小規模事業者(飲食事業者は中小事業者)に対し、市独自の給付金を支給する。

**【事業内容】**

- ・支給条件：①持続化給付金を受給した小規模事業者  
または、  
②令和2年1月から3月までに起業・創業した事業者のうち、著しく売上が減少した小規模事業者  
(ただし、①②について、飲食業は中小事業者まで対象を拡大する。)
- ・給付額：1事業者あたり100千円  
(複数事業所がある場合、100千円加算)

**【支援金支給の流れ】**

※原則郵送にて受付(新型コロナウイルス感染拡大を防止するためご協力下さい。)  
**【お問い合わせ先】 商工企画課 55-5208**

**中小企業在宅テレワーク促進事業費** **6,600千円**

**【目的】**  
市内の中小事業者に対し、在宅テレワーク導入支援を行う。

**【事業内容】**

- テレワーク導入相談窓口設置 600千円  
まつえ産業支援センター内に専門家への無料Web相談窓口を設置
- テレワーク促進支援事業補助金 6,000千円  
市内中小事業者が、テレワークの導入により、在宅勤務を行うための環境整備に必要な経費を補助
- ・補助事業対象者：市内に事業所を有する中小事業者及び個人事業主
- ・補助対象経費：①パソコンやサーバー等のハードウェア(税抜単価10万円未満に限る)、ルーター等の通信制御装置の購入経費  
②ソフトウェアの購入(サービス利用料は除く)、開発、設定にかかる経費
- ・補助率及び補助限度額：補助率2/3、補助限度額30万円

**【お問い合わせ先】 まつえ産業支援センター 60-7101**

**宿泊事業者等緊急支援給付事業費** **34,150千円**

**【目的】**  
新型コロナウイルス感染症拡大により、売上が前年同月比で50%以上減少している宿泊事業者に対し、経営基盤の強化を図り事業継続の下支えをするために緊急的に支援金を給付します。

対象事業者 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所の事業者  
・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)の事業者

給付額	客室数	50室以上	500千円
		11~49室	300千円
		10室以下	100千円

※同一法人で複数対象施設がある場合は上限1,000千円

**【給付金支給の流れ】**

対象となる宿泊事業者の方には松江市から5月中旬頃に申請書をお送りする予定です。

**【お問い合わせ先】 松江市観光文化課 TEL55-5220**

**飲食サービス等緊急対策支援補助金** **6,500千円**

**【目的】**  
新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている市内飲食業者等が取り組む売上減少対策に対し、松江商工会議所を通して支援を行う。

**【事業内容】**

- ・PR支援：500千円(上限)  
松江商工会議所が開設する、市内飲食業者等の売上減少対策を紹介するWEBサイトの開設・運営費の10/10を補助
- ・取組支援：6,000千円(上限200千円/事業者×30件)  
市内飲食業者等の売上減少対策に要する経費の10/10を補助

**【補助金交付先】**  
松江商工会議所(北・南・東出雲町商工会管内も窓口を一本化)

**【お問い合わせ先】 松江商工会議所観光振興課 32-0504**

**テイクアウト応援事業費** **7,500千円**

**【目的】**  
市内のタクシー事業者及び飲食事業者等の経営維持、並びに、外出自粛を行う市民のニーズに応えるため、買い物の代行、飲食物の配送等を行うタクシー事業者に対し補助を行う。

**【事業内容】**

- ・市民の買い物代行、飲食物の配送等を行う市内タクシー事業者に対し、1,250円/回を補助する。(所要額1,500円/回、利用者負担250円/回を想定)
- ・期間：事業開始後2カ月間(ただし飲食物の配送は道路運送法特例措置期間に限る)

**【お問い合わせ先】 商工企画課 55-5664**